

# お済みですか？

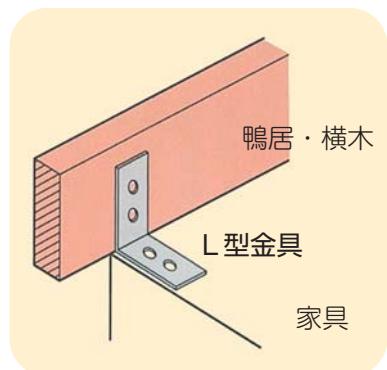
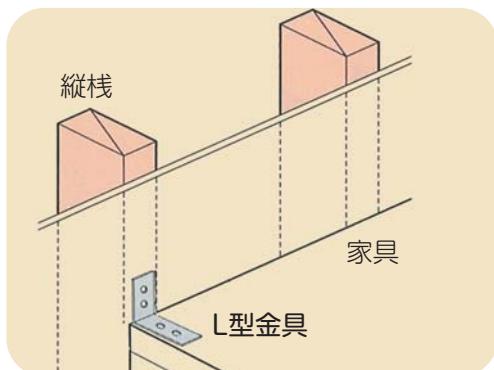


# 住まいの家具転倒防止対策！

阪神・淡路大震災では、多くのかたが「家屋の倒壊、家具類などの転倒」によりけがをしたり、亡くなられたりしました。

家屋の耐震化と同様に住まいの安全対策として家具類の置き場所を見直し、部屋の出入口や避難通路付近には家具類を置かないようにするとともに、個々の家具類を建物へしっかりと固定することが大切です。

総務課防災対策室 ☎ 1118



**L型金具**  
鴨居や横木、棧にねじを使つて固定します。



※ベルト式の器具を使用して固定する場合は、たるみがないようピンと張るように付けます。家具の側面との角度が小さいほど効果的です。

家具と壁をそれぞれねじ止めした金具によりベルトで固定します。家具の上部が、鴨居や横木から離れている場合に使用します。取り付け個所がベルトで長さ調整できます。

**ベルト式の器具**



家具の天板と天井をポールで突っ張つて固定します。

**突っ張り棒タイプの器具**

※天井が板張りや石こうボードなど弱い場所には、搖れにより突き抜けることがあるため不向きです。また、天井とのすき間が少なく奥行きのある家具に向いています。

# 転倒防止器具で家具を固定しよう

## 家具転倒防止器具を

# 支給します

市では、高齢者や障がい者の  
のかたの住まいの安全対策と  
して、地震が発生したときの

家具転倒事故を防ぐため「家具転倒防止器具」を無料で支給します。

ぜひ、この機会にお申し込  
みください。

## 対象世帯

・ 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯  
・ 身体障害者手帳（1級・2級に限る）の交付を受けているかたの属する世帯

## ・介護保険法の規定による要介護認定（要介護3以上）を

**申込方法** 受けて いるかたの 属する 世帯

「家具転倒防止器具支給申請書」に必要事項を記入し提出。

係書類を添えて、総務課防災対策室（本庁舎2階）へ提出

してください。  
申請書は、総務課防災対策

室のほか、健康福祉課介護保険係（市民文化会館1階）、保健福祉センターひだまり、各連絡所で配布しています。ま

支給が決定した世帯のかたには、後日、市から「家具転倒防止器具支給決定通知書」を送付しますので、通知書と引き換えに総務課防災対策室で受け取つてください。

なお、各連絡所で受け取ることもできますので、ご希望のかたは、連絡してください。

**取り付けについて**

高齢者、障がい者のみの世帯で、支給器具の取り付けができない世帯については、申

## 支給器具の種類

## 支給器具の種類

※ベルト式（1組2個）  
※ベルトの長さ80cmまでです。  
③突っ張り棒タイプ  
(1組2個)  
※家具と天井の間の寸法を測  
つてください。3種類のサイ  
ズを用意しています。

## 支給方法

には、後日、市から「家具転倒防止器具支給決定通知書」

を送付しますので、通知書と  
引き換えに総務課防災対策室

で受け取つてください。  
なお、各連絡所で受け取る

こともできますので、ご希望のかたは、連絡してください。

## 取り付けについて

帶で、支給器具の取り付けができる世帯については、申

悪質商法にご用心！

市は、直接業者に家具転倒防止器具の訪問販売や取り付けなどを委託することはありません。市を装った業者には十分注意してください。

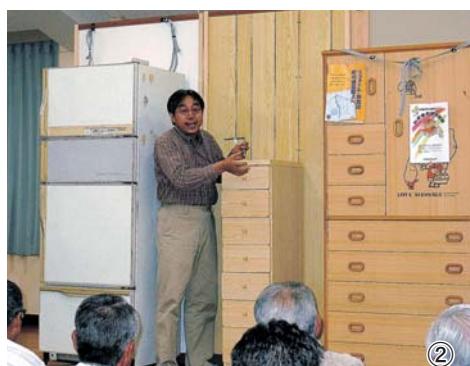
**備えあれば憂いなし**

安楽島自主防災会では、大地震が発生した際の被害を少しでも軽減しようと、6月14日、三重県建設労働組合伊勢支部のかたがたを講師に迎え、「家具転倒防止講習会」を開催しました。

会場の安楽島公民館には、地元のかたや近隣の町内会長、防災ボランティアなど、約60人のかたがたが集まり、家具の転倒防止の紹介や、取り付け方法、取り付け場所の説明などを受けました。

安楽島自主防災会長の宮瀬克行さんは「大地震のときには、家具の転倒や落下による負傷の割合が高く、寝室や避難通路にある家具には注意が必要だ」ということがわかりました。家具転倒防止器具の取り付けは、耐震改修に比べ簡単にできる地震対策なので、ぜひ実行に移してほしいですね。備えあれば憂いなしです」と話してくれました。

## 安楽島自主防災会の取り組みを紹介します



## ①熱心に講習を受け る参加者のみなさん

②実際の家具と家具転倒防止器具を使って説明を受けました